

岩沼市営住宅 入居者募集要項

● 申込受付について

- ① 受付期間 令和7年12月1日(月)～12月12日(金)
- ② 受付方法 郵送での受付(令和7年12月12日(金)までの消印有効)
(申込書に必要事項を記入のうえ、郵送で申し込みます。)
- ※ 申込みは、1世帯につき1戸に限ります。同一人が複数の申込用紙に記載されている場合はすべての申込みが無効となります。
- ※ 受付期間を過ぎて申込みをした場合は無効になります。
- ※ 記載内容が不明瞭な場合は無効になります。
- ※ 申込資格要件に該当しない場合は無効になります。
- ※ 申込者数が募集戸数を超えた住宅については、公開抽選会を行います。

● 主な入居要件について

- ① 住宅に困窮していること(自家を所有していないこと)。
- ② 暴力団員でないこと(入居予定の親族も含む)。
- ③ 市税等地方税の滞納の無いこと。
- ④ 月額所得が15万8千円以下であること。
(※裁量世帯は21万4千円以下) ※3ページを参照願います。

● 公開抽選会について

- ① 抽選日時 令和7年12月23日(火) 午後2時30分～
- ② 抽選場所 宮城県住宅供給公社 3階 第3会議室

● 入居可能日について

令和8年1月30日(金)予定(審査契約完了後)

問い合わせ先 宮城県住宅供給公社 入居管理課 022-224-0014

1. 定期募集の申込みから入居までの流れについて

個人情報の取扱いについて

市営住宅の入居申込で知り得た個人情報については、入居資格審査及び市営住宅の管理運営の目的以外に使用することはありません。

なお、入居者資格については関係機関に照会することがあります。

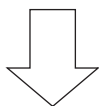
お申込み

宮城県住宅供給公社へ郵送での申込み

※申込受付期間

令和7年12月1日(月)～12月12日(金)

(令和7年12月12日(金)までの消印有効)



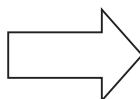
公開抽選会

令和7年12月23日(火)

午後2時30分～

宮城県住宅供給公社(3階)

落 選

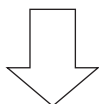


落選通知送付

入居補欠者登録

(落選者)

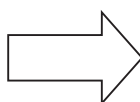
当 選



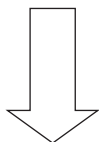
当選者の資格確認
(入居適格者の確認)
及び入居契約の実施

不適格の場合

※ 重 要



入居不適格者となった場合は失格となります。
当選は、無効となり入居できません。

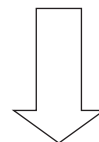
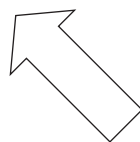


入 居

入居可能日令和8年1月30日(金)

予定(審査終了後)

※入居は、入居可能日から7日以内です。



入居補欠順位の高い方が繰り上げの当選者となります。

※仮当選を放棄したり、斡旋の辞退をした場合は、1年間、住宅困窮者ではない方と認定し、他の申込者を優先いたします。

2. 入居申込資格要件について

次の要件にあてはまる必要があります。

1. 現在、住宅に困っていることが明らかな方。（同居予定者を含め持ち家のない方）
2. 過去に市営住宅に入居していたことのある方については、滞納家賃がないこと。もしくは、迷惑行為等により市営住宅を退去させられていないこと。
3. 暴力団員でないこと。（同居予定者も含む）

※当選者は所轄警察署へ暴力団員の有無（該当）についての照会を行います。

1) 世帯で（又は婚約で）申込みの方

次の1, 2両方の項目にあてはまる方

1. 現在、同居中、または同居予定の親族がいること。ただし、同居予定者が婚約者の場合は、入居契約時までに入籍できること。
2. 次の収入基準にあてはまること。

一般世帯	月収額	158,000円以下
------	-----	------------

※月収額の算出は「P9別記1」参照

裁量世帯	月収額	214,000円以下
------	-----	------------

裁量世帯とは次のいずれかにあてはまる世帯

- (1) 満60歳以上の方のみ（18歳未満の子供は含んでもよい）で構成される世帯。
- (2) 身体障害者手帳の交付を受け、1級～4級の障害のある方を含む世帯。
- (3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、1級～2級までの障害のある方を含む世帯。
- (4) 障害福祉サービス受給者証・特定疾患医療費受給者証の交付を受けている方、又は交付を受ける程度の方を含む世帯。
- (5) 障害の程度欄が「A」又は「B」の療育手帳の交付を受けている方を含む世帯。
- (6) 小学校就学前の子を扶養している世帯。
- (7) 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法の別表第1号表の2の特別項症～第6項症まで、又は同法別表第1号表の3の第1款症の障害のある方を含む世帯。
- (8) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けている方を含む世帯。
- (9) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等を含む世帯。
- (10) 海外からの引揚者（厚生労働大臣が証明した方）で日本に引き上げた日から5年未満の方を含む世帯。

2) 単身（戸籍上配偶者がいない方）で申込みの方

次の1, 2両方の項目にあてはまる方

1. 次のいずれかの項目にあてはまる方

- (1) 満60歳以上の方。
- (2) 身体障害者手帳の交付を受け、1級～4級の障害のある方。
- (3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、1級～3級に該当する障害のある方。
- (4) 障害福祉サービス受給者証・特定疾患医療費受給者証の交付を受けている方、又は交付を受ける程度の方。
- (5) 療育手帳の交付を受け、「A」又は「B」に該当する障害のある方。
- (6) 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法の別表第1号表の2の特別項症～第6項症まで、又は同法別表第1号表の3の第1款症の障害のある方。
- (7) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けている方。
- (8) 海外からの引揚者（厚生労働大臣が証明した方）で日本に引き上げた日から5年未満の方。
- (9) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等の方。
- (10) 生活保護、又は中国残留邦人等に対する支援給付を受給している方。
- (11) 配偶者等からの暴力被害者で、女性自立支援施設等で保護を受けているか、保護を受けた後又は裁判所で保護命令を出されてから5年を経過していない方、女性相談支援センター等から保護に関する証明書等が発行されている方など。
- (12) 福島原発被害により居住制限を受けた方。（福島復興再生特別措置法）

2. 次の収入基準にあてはまること。

(10)または(11)にあてはまる方で、

一般世帯 月収額 158,000円以下

上記(1)～(9)いずれかにあてはまる方で、

裁量世帯 月収額 214,000円以下

※月収額の算出は「P9別記1」参照

3) 現在、県営や市町村営住宅にお住まいの方が岩沼市営住宅に申込みをする場合

入居申込時点において、入居申込者等が市営住宅又は他の県市町村営住宅に居住している場合は、次のいずれかの事由に該当する場合のみ、申込みが可能です。

- (1) 子の結婚等により世帯を分離する必要が生じた場合。
- (2) 通勤や通院に1時間30分以上要するか、又は50km以上の通勤距離がある場合。
- (3) 世帯員数が5人以上になった場合。
- (4) 世帯員数が4人以上で、かつ、この中に15歳以上の子が含まれている世帯である場合、又は世帯員数が4人以上で、かつ、3世帯以上を形成している場合。
- (5) 高齢者等世話付住宅（シルバーハウジング）に入居しようとしている場合。
- (6) 現在別居している親と同居する場合。

4) 年齢の基準日について

入居資格要件等の年齢基準日は募集月の12日となります。

3. 注意事項について

1. 次のような方は申込みできません。

- (1) 世帯を不自然に分割した方。(夫婦の別居での申込み等)
- (2) 団地で円満な共同生活ができない方。
- (3) 団地内で犬や猫などのペットを飼いたいと思う方。
- (4) 暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員）の者。

※1 当選者は所轄警察署へ暴力団員の有無（該当）についての照会有。

2. 次のような方は申込まれても失格となります。

- (1) 申込資格要件に欠けているとき。
例/ 市税滞納者、暴力団員であることを偽っての申込み（※1）等
- (2) 申込書に不正の記載があったとき。
- (3) 入居許可時点で单身になった場合（ただし、单身入居申込資格者を除く）。
- (4) 計算した申込家族の月収額が基準を超えるとき。
- (5) 重複で申込みをされた場合。

3. 離婚を前提としてお申し込みの方へ

戸籍上夫婦である一方が離婚を前提として申し込みを希望される方は、入居契約時までに次のいずれかの証明書類を提出できる場合に限り、申込むことができます。（抽選の優遇を受けることはできません。）

1	入居契約日前までに離婚が確定する場合	戸籍謄本
2	離婚訴訟または離婚調停中の場合	裁判所発行の「事件係属証明書」
3	離婚協議中の場合	弁護士が発行する証明書

4. 現在持ち家を所有している方へ

入居契約日までに現在の持ち家を「売買契約書や登記簿謄本等」で処分したことが確認できる場合に申し込みできます。

5. 入居する全ての方は、入居契約時に次の手続きが必要です。

- (1) 連帯保証人を1名たてること。（地方税を滞納していなく独立した生計を営んで、所得のある方）
- (2) 家賃の3ヶ月分の敷金を納入すること。

6. 補欠者（募集月の翌々月の1日まで有効）は、申し込んだ住宅に空きが生じたとき、所定の審査を経て入居することになります。

7. 自家用車をお持ちの方へ

団地により駐車場を確保しているところと、駐車場が無い団地がありますので、無い団地は予め周辺等の民間駐車場を確保してください。

8. 市営住宅によっては、浴槽・風呂釜はついておりません。

9. 抽選による結果についての電話問い合わせは御遠慮願います。

4. 入居者抽選方法について

1. 公開抽選会を行います。(申込者又は同居予定親族の方の出席は必ずしも必要ではありません。)公社職員が公正に公開抽選を行います。会場には関係者の方どなたでもお越しいただき抽選のご確認ができます。

住宅毎に連番制による抽選を行います。

入居する部屋は市の指定になりますのでご了承ください。

抽選で仮当選されなかった方については名簿登録者(入居補欠者登録、登録順番は仮当選番号の次の番号から連番で番号を付します。)となり、仮当選者が辞退した場合に斡旋となります。

名簿登録者の有効期限は募集月の翌々月の1日までとなり、繰上げ仮当選になった場合にのみご連絡します。(それ以外の場合は次回以降の募集で再度お申し込み願います。)

※連番制による抽選方式

名簿登録を行うため、連番制による抽選方式としています。

例 募集戸数2戸に対し申込者が10名(抽選番号①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩)の場合

抽選により出玉③がでた場合

仮当選者は③④となり、次に⑤⑥⑦⑧⑨⑩①②の連番順で名簿登録します。

※高齢者等世話付住宅(シルバーハウジング)は、抽選となった場合、市内に居住している方を優先して選考します。

2. 抽選倍率の優遇措置について

① 特に居住の安定を図る必要がある世帯に対する優遇措置

抽選倍率の優遇措置の該当者となる方は、抽選番号がひとつ多く割り当てられます。

(該当する世帯はP7表1のとおり)

(優遇対象世帯の項目に複数該当されても、抽選番号は2つになります。)

② 多数回落選世帯への優遇措置

同一申込者で10回以上落選している世帯には、抽選番号がひとつ多く割り当てられます。

(該当する世帯はP8表2のとおり)

したがって優遇対象世帯で10回以上落選している場合、抽選番号は最大の3つになります。ただし、仮当選や住宅の斡旋を辞退された方は、多数回落選カウントが0に戻ります。

※平成28年3月定期募集以降の申込みからカウントし、10回以上申込みを行い、抽選の結果落選した方や名簿登録者で住宅を斡旋されなかった方が対象となります。(優遇措置を受けるには抽選結果通知書の手紙が必要となりますので、保存してください。)

3. 抽選結果

申込者全員にハガキで通知します。

4. 補欠者について

抽選の結果、補欠仮当選となった方は、仮当選者が失格した時または辞退した場合に入居出来ることになります。なお、補欠入居者として登録されている期間は募集月の翌々月の1日までとなります。

表1

1	母子・父子世帯	戸籍上配偶者がなく、現に20歳未満の子を扶養している世帯（ただし、児童扶養手当証書・母子父子医療費受給者証がない場合は該当しない。 <u>手続き中の場合も、該当しない。</u> ）
2	障害者世帯	次のいずれかに該当する方を含む世帯 (1)身体障害者手帳の交付を受け、1級から4級までの障害のある方 (2)精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、1級から3級までの障害のある方 (3)障害の程度欄が「A」又は「B」の療育手帳を受けている方 (4)障害福祉サービス受給者証・特定疾患医療費受給者証の交付を受けている方、又は交付を受ける程度の方
3	高齢者世帯	満60歳以上の方のみで構成される世帯（ただし、60歳未満の配偶者、または18歳未満の方を含んでも良い。）
4	生活保護受給者又は中国残留邦人等世帯	申込日現在、生活保護、又は中国残留邦人等に対する支援給付を受給している世帯
5	子育て世帯	小学校就学前の子を扶養している世帯
6	配偶者等からの暴力被害者（DV被害者）世帯	配偶者等からの暴力被害者で、女性自立支援施設等で保護を受けているか、保護を受けた後5年を経過していない方を含む世帯 裁判所で保護命令を受けた被害者で、保護命令が出されてから5年を経過していない方を含む世帯 女性相談支援センター等から保護に関する証明書等が発行されている方を含む世帯
7	犯罪被害者等世帯	犯罪により従前の住宅に居住することが困難になったことが明らかで、次のいずれかに該当することが客観的に証明される方を含む世帯 (1)犯罪により収入が減少し生活維持が困難となった方 (2)現在居住している住宅またはその付近において犯罪等が行われたために当該住宅に居住し続けることが困難となった方
8	戦傷病者等世帯	戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法の別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで、又は同法別表第1号の3の第1款症の障害のある方を含む世帯 原子爆弾被爆者を含む世帯 5年未満の引揚者を含む世帯 ハンセン病療養所へ入所していた方を含む世帯

表 2

1	多数回落選世帯	10回以上定期募集で落選等している。(落選等した通知書のコピーの添付が必要)
---	---------	--

※平成28年3月定期募集以降の申込みからカウントし、10回以上申込みを行い、抽選の結果落選した方や名簿登録者で住宅を斡旋されなかった方が対象となります。(優遇措置を受けるには抽選結果通知書の手紙が必要となりますので、保存してください。)

仮当選や住宅の斡旋を辞退された方は、多数回落選カウントが0に戻ります。

【別記1】

月 収 額 計 算 表

○年間所得金額

申込者本人のほか、同居を予定している親族の内、収入のある方全員の所得の合計金額が対象となります。

本人の所得	円	さんの所得	円
さんの所得	円	さんの所得	円
年間所得の合計額		円	

○控除金額

親族控除 ※同居する親族（申込本人は除く）及び遠隔地扶養親族	380,000 円×()人=	円
老人配偶者控除, 老人扶養控除 ※満 70 歳以上の同一生計配偶者あるいは扶養親族がいる場合	100,000 円×()人=	円
特定扶養親族控除 ※扶養親族（配偶者は除く）及び遠隔地扶養親族のうち満 16 歳以上 23 歳未満の方	250,000 円×()人=	円
ひとり親控除 現に婚姻をしていない方または配偶者の生死の明らかでない一定の方で、生計を一にする子（この場合の子は、合計所得金額が48万円以下で、他の方の同一生計配偶者や扶養親族となっていない方に限られます。子の年齢に制限はありません。）がいる方で、合計所得金額が500万円以下である方。	350,000 円×()人=	円
寡婦控除 次の①または②のいずれかに当てはまる方で、ひとり親控除の対象ではない方 ①夫と離婚した後婚姻をしていない方で、子以外の扶養親族がおり、合計所得金額が 500 万円以下の方 ②夫と死別した後婚姻をしていない方または夫の生死が明らかでない一定の方で、合計所得金額が 500 万円以下の方。	270,000 円×()人=	円
障害者控除 ※障害者手帳（身体・精神・療育）の交付がされている方がいる場合（特別障害者控除以外）	270,000 円×()人=	円
特別障害者控除 ※重度の障害のある方がいる場合（身体 1～2 級、精神 1 級、療育 A 判定）	400,000 円×()人=	円
振替基礎控除 ※給与所得または公的年金に係る雑所得を有する方	100,000円×()人=	円
控 除 合 計 額		円

○月収額の計算

$$\left(\begin{array}{|c|} \hline \text{合計年間所得金額} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{控除合計金額} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} \right) \div 12 = \begin{array}{|c|} \hline \text{あなたの世帯の月収額} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array}$$

		月 収 額 (円)	家賃ランク
一般世帯	裁量世帯	0 ～ 104,000	A
		104,001 ～ 123,000	B
		123,001 ～ 139,000	C
		139,001 ～ 158,000	D
		158,001 ～ 186,000	E
		186,001 ～ 214,000	F

所得計算の方法

給与収入の方

●現在の勤務先(パート・アルバイトを含みます)にいつから勤めていますか？

現在の勤務先に令和5年12月以前に就職し、現在まで勤務しているとき。

現在の勤務先に令和6年1月以後に就職し、現在まで勤務しているとき。

●勤務先発行の令和6年分源泉徴収票

①

令和6年分 給与所得の源泉徴収票										
支払を受ける者		住所又は居所		氏名		(受給者番号)				
						(フリガナ)				
						(役職名)				
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額						
	円	円	円	円						
控除対象配偶者の有無等		配偶者特別控除の額	扶養親族の数を除く(配偶者を除く)	障害者の数を除く(本人を除く)	社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	損害保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額		
有	無	円	人	人	円	円	円	円		
有	無	円	人	人	円	円	円	円		
(摘要)年調定率控除額		円	国民年金保険料等の金額		円	配偶者の合計所得		円		

円 (1年間の所得)

→ 9ページ所得へ(給与収入の方)

●市町村発行の令和6年分の総所得額を記載してある証明書(②③いずれかで確認してください)

②

令和7年度(令和6年分) 市・県民税課税証明書									
住所氏名									
賦課年度	令和7年度(令和6年分)								
所得	給与	収入金額	円	雑損控除額	円	市税	所得割額	円	
		所得金額	円	医療費控除額	円	均等割額	円		
	公的年金等	収入金額	円	社会保険料控除額	円	県民税	所得割額	円	
		所得金額	円	小規模企業共済等掛金控除額	円	均等割額	円		
			円	生命保険料控除額	円	年税額	円		
			円	地震保険料控除額	円	扶養人数	人		

円 (1年間の所得)

→ 9ページ所得へ(給与収入の方)

③

令和7年度 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)									
所得	給与収入	円	主たる給与以外の合算所得区分	円	課税標準	円	総所得③	円	
	給与所得(所得金額調整控除後)	円	所得区分	円	課税標準	円	分離短期譲渡	円	
	その他の所得計	円	総所得金額①	円	課税標準	円	分離長期譲渡	円	
所得控除	雑損	円	障害・寡・ひ・勤	円	課税標準	円	山林所得	円	
	医療費	円	配偶者	円	課税標準	円	株式等の譲渡	円	
	社会保険料	円	配偶者特別	円	課税標準	円	上場株式等の配当等	円	
	小規模企業共済	円	扶養親族	円	課税標準	円	先物取引	円	
	生命保険料	円	基礎	円	課税標準	円	本人該当区分	円	
	地震保険料	円	所得控除合計②	円	課税標準	円	継続損失	円	

円 (1年間の所得)

→ 9ページ所得へ(給与収入の方)

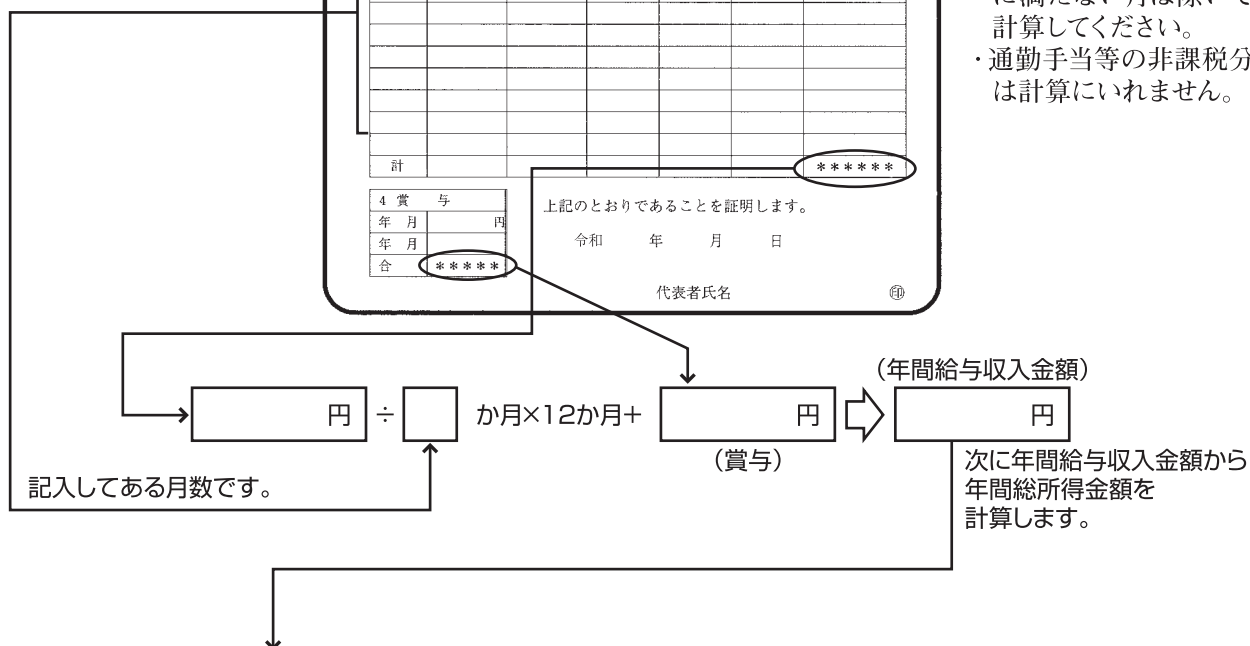
●勤務先発行の給与等支払証明書

給 与 支 払 証 明 書							
住 所 _____							
氏 名 _____							
1 採用年月日		年 月 日					
2 扶養親族		配偶者控除 有 ・ 無 (いずれかを○でかこむ) その他扶養親族数 人					
3 支給総額							
年 月	本 俸	手当	手当	手当	手当	計	
	円	円	円	円	円	円	
計						*****	
4 賞 与		上記のとおりであることを証明します。					
年 月	円	令和 年 月 日					
年 月		代表者氏名					
合	*****	④					

この用紙は仮当選後申込者に郵送します

計算での注意

- ・金額のなかで1か月分に満たない月は除いて計算してください。
- ・通勤手当等の非課税分は計算にいません。



※ 年間給与収入金額から、年間総所得金額を計算する方法

年 間 給 与 収 入 金 額	年 間 総 所 得 金 額	
551,000円未満	年 間 総 所 得 = 0	
551,000円以上～ 1,619,000円未満	年 間 総 収 入 金 額 - 550,000円 = 年間総所得	
1,619,000円以上～ 1,620,000円未満	年 間 総 所 得 = 1,069,000円	
1,620,000円以上～ 1,622,000円未満	年 間 総 所 得 = 1,070,000円	
1,622,000円以上～ 1,624,000円未満	年 間 総 所 得 = 1,072,000円	
1,624,000円以上～ 1,628,000円未満	年 間 総 所 得 = 1,074,000円	
1,628,000円以上～ 1,800,000円未満	$A \times 2.4 + 100,000 \text{円} = \text{年間総所得}$	年間総収入金額を4で割り,その答えの1,000円未満を切捨てた金額を左のAに当てはめてください。
1,800,000円以上～ 3,600,000円未満	$A \times 2.8 - 80,000 \text{円} = \text{年間総所得}$	
3,600,000円以上～ 6,600,000円未満	$A \times 3.2 - 440,000 \text{円} = \text{年間総所得}$	
6,600,000円以上～ 8,500,000円未満	年 間 総 収 入 金 額 $\times 0.9 - 1,100,000 \text{円}$	

円 (1年間の所得)
↳ 9ページ所得へ(給与収入の方)

事業収入の方 ●現在の事業をいつから始めましたか？

令和5年12月以前から
事業を始めたとき。

令和6年1月以後に事業を
始めたとき。

●令和5年分の所得税の確定申告書の控

所得金額	事業等	①																		
	農業	②																		
	不動産	③																		
	利子	④																		
	配当	⑤																		
	給与	⑥																		
	雑	⑦																		
	総合譲渡・一時 所得(⑦+[(③+④)×1/2])	⑧																		
	合計	⑨																		

円 (1年間の所得)
→ 9ページ所得へ(事業収入の方)

●収支明細書(事業所得者用)

☆収支明細書は、募集月の前月までの12か月間(12か月にならないときは今の仕事を始めてから募集月の前月までの期間)について自分で記入します。

ここに注意

- ・実績の金額ですから1円の単位まで正確に記入してください。
- ・認められる支出の項目は、確定申告において税法上必要経費として認められるものに限りします。
- ・明細書の内容について、書類を確認する場合があります。

計算での注意

- ・金額のなかで、1か月分に満たない月は除いて計算してください。
- ・事業を開始した日が最近で、まだ1か月分に満たない場合は0円として計算してください。
- ・1年間の所得で1円未満は切捨ててください。

この用紙は仮当選後申込者に郵送します

収 支 明 細 書 (事業所得者用)							
1	事業及び事業内容						
2	事業所の所在地						
3	事業開始年月日 年 月 日						
(月別収支内訳)							
月	収 入 の 部			支 出 の 部			差引純利益 (イーロ)
	計(イ)			計(ロ)			
月							
月							
月							
月							
月							
月							
月							
月							
月							
※月							
計							*****

→ ※募集の前月が最後の月になります。

記入してある月数です。

円 ÷ 月 × 12か月 → 円 (1年間の所得)
9ページ所得へ(事業収入の方)

年金収入(非課税)の方

①障害の名称のつく次の年金 障害基礎年金・障害厚生年金・障害年金・障害共済年金	非課税のため算定の対象にはなりません。 (収入として扱いません)
②遺族の名称がつく次の年金 遺族基礎年金・遺族厚生年金・遺族年金・遺族共済年金	
③母子の名称がつく次の年金 母子年金・準母子年金	
④そのほか次のような年金 遺児年金・寡婦年金・老齢福祉年金	

国民年金, 厚生年金, 共済年金, 恩給を支給されている方

●いつから支給されていますか?

令和5年12月以前から
支給されている方

令和6年1月以後から
支給されている方

●公的年金等の源泉徴収票

令和6年分 公的年金等の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所 氏名
種別	支払金額 源泉徴収税額
年金	円
扶養控除等申告書の提出の有無	控除対象配偶者の有無等
扶養親族の数	障害者の数(本人以外)
特定老人その他	社会保険料の金額(介護保険料額)
人	円
支払を受ける者の年金の種別	支払を受ける者の生年月日

2か月に1度の支給金額×6

●所得算出表

受給者の年齢	この年中の公的年金等の収入金額(A)	所得金額になおす計算式
年齢65歳以上の方	110万円以下	0円
	110万1円以上～330万円未満	(A)－110万円
	330万円以上～410万円未満	(A)×0.75－27万5,000円
	410万円以上～770万円未満	(A)×0.85－68万5,000円
	770万円以上～1,000万円未満	(A)×0.95－145万5,000円
年齢65歳未満の方	60万円以下	0円
	60万1円以上～130万円未満	(A)－60万円
	130万円以上～410万円未満	(A)×0.75－27万5,000円
	410万円以上～770万円未満	(A)×0.85－68万5,000円
	770万円以上～1,000万円未満	(A)×0.95－145万5,000円

※源泉徴収票を使用される方は右の計算式で計算してください。

※2種類以上の年金を支給されている方は、それぞれの支払金額を合計して、右の計算式で計算してください。

(1年間の所得)

円

9ページ所得へ(年金収入の方)

